

文化審議会著作権分科会法制度小委員会 報告書（案） 【概要】

令和 4 年12月
文化審議会著作権分科会法制度小委員会

はじめに

- 令和3年7月、文部科学大臣より「**デジタルトランスフォーメーション（DX）時代に対応した著作権制度・政策の在り方について**」諮問
- 令和3年12月、諮問のうち、「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元」等について、著作権分科会として一定の方向性をとりまとめ。
- 今期、「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元」の法制的課題等に関する詳細な議論について、クリエイター等の著作権者等や事業者等、多様な関係者からのヒアリングも含め、法制度小委員会において検討を行った。
- また、DX時代に対応した法制度の見直しに関する諸課題を検討。

検討事項

- 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化について
- 立法・行政・司法のデジタル化に対応した著作物等の公衆送信等について
- 海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直しについて
- 研究目的に係る権利制限規定の創設について

簡素で一元的な権利処理と 対価還元の制度化について

分野を横断する一元的な窓口組織を活用した新しい権利処理の仕組み

令和3年12月の文化審議会著作権分科会中間とりまとめにおいて示された方向性

○ 著作物等の種類や分野を横断する一元的な窓口を創設し、分野横断権利情報データベース等を活用した著作権者等の探索等を行う

- 著作権者が明らかな場合は当該著作権者や集中管理を行っている著作権等管理事業者に取次や案内を行う。
- 分野横断権利情報データベース等に権利情報がなく、集中管理がされておらず、分野を横断する一元的な窓口による探索等においても著作権者等が不明の場合、著作物等に権利処理に必要な意思表示がされておらず、著作権者等へ連絡が取れない場合、又は連絡を試みても返答がない場合等について、**新しい権利処理の仕組みを創設**し、当該著作物等（※）を円滑かつ迅速に利用できるようにする。

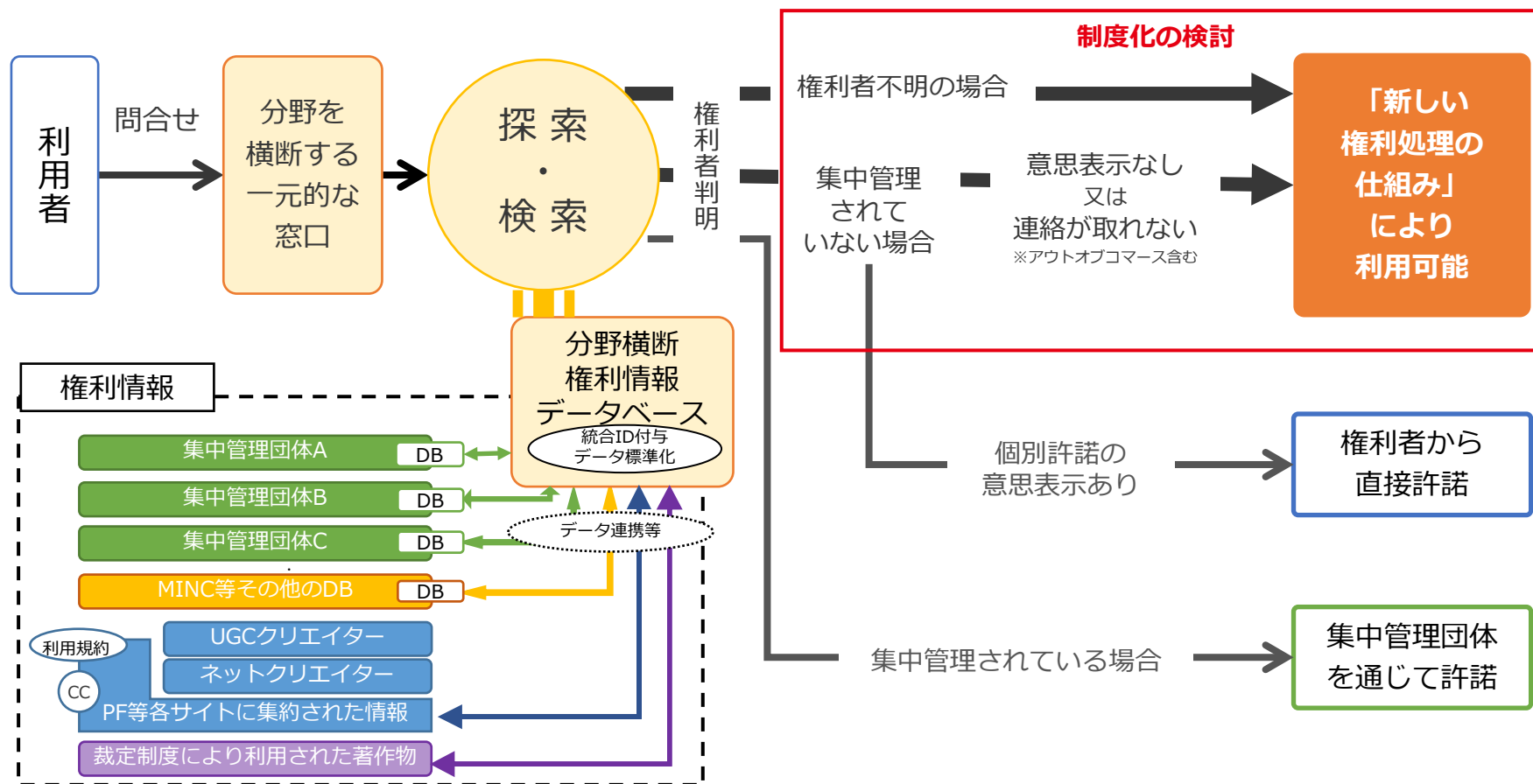
（※）いわゆる「アウトオブコマーンス」といった市場に流通しておらず、一般に利用することができないコンテンツを含む。

※ 方向性とともに、クリエイターの意思（許諾権等）の尊重や二次創作に係る柔軟な運用を阻害しないこと、既存のライセンスビジネスや商慣行に悪影響を与えないようにすること、安心して著作物等を利用できること、制度や仕組みについて、管理運営コストを考慮し、持続可能な仕組みとすること、といった留意点も示されている。

分野を横断する一元的な窓口組織を活用した権利処理・データベースイメージ

今年度の法制度小委員会においては、中間まとめに示されたこの方向性に基づき、留意点を踏まえながら、法制的課題について、検討を行ってきた。また、検討に当たっては、第3回から第5回までに関係者・団体等からのヒアリングを実施し、その意見や内容を踏まえた議論を行った。

(法制度小委員会第1回(令和4年7月22日)資料5-1より)



※この仕組みによらず、従前の通り利用者が直接権利者に許諾を得て利用することは可能。

制度化の骨子

- 著作物の利用の可否や条件に関する著作権者等の「意思」が確認できない（「意思の表示」がされていない）著作物等について、一定の手続を経て、使用料相当額の利用料を支払うことにより、著作権者等からの申出があるまでの間の当該著作物の時限的な利用（※）を認める新しい制度（以下「新制度」という。）を創設する。

※法的安定性の確保や著作権者等との協議を通じた円滑な利用を促す観点から、利用期間の上限を設けるとともに、著作権者からの申出後ただちに利用を停止するのではなく、申出から利用停止まで一定の期間を確保する。ただし、著作者や権利者の利益を不当に害することとなる場合等については速やかに利用を停止することとする。

- 新制度の手続については、利用者にとっての窓口の一元化及び手続の迅速化・簡素化及び適正な手続を実現するため、文化庁長官による指定等の関与を受けた窓口組織が担うこととし、併せて、その違法利用や濫用的な利用等の抑止の観点から、手続の簡便・迅速さには留意した上で、時限的な利用の決定やその取消は文化庁長官の行政処分によることとする。
- 新制度による利用については、その利用される著作物と利用方法等を広く公表することで、著作権者等による申出の機会を確保するとともに、著作権者等の申出に基づき使用料相当額の利用料が支払われる仕組みとする。
- 時限的でない利用を可能とする仕組みについては、裁定制度を活用した方策とする。併せて裁定制度については窓口組織を活用した手続の迅速化・簡素化を図る。

新制度の主な意義

- 著作物等の利用の可否や条件に関する著作権者等の「意思」が確認できない著作物等を対象とすること
- 著作権者等が申出を行えば利用を終了させることができる時限的な利用とすることで、著作権者等の権利を直ちに失わせることのない、柔軟なスキームとすること
- 窓口組織において手続を一元化し、著作権者等の探索や利用料算出手続を合理化することにより、利用者や関係団体の負担を軽減すること
- 裁定制度において、申請中利用まで1～2か月程度要していたケースがあるところ、相当程度の時間の短縮を図ること
- 新制度に係る手続を窓口組織が担うことにより、利用者のみの判断によらず手続の適正化を図ることができること

新制度の具体的な設計イメージ①

要件

(1) 以下に掲げる要件を全て満たすこと。

- 公表された著作物又は相当期間にわたり公衆に提供され、若しくは提示されている事実が明らかである著作物であること ※新制度の創設前に創作され、公表された著作物についても対象とする
- 以下の判断プロセスによって著作権者等の利用に係る「意思」が確認できないこと

① 集中管理されている著作物 → 対象外

↓ (集中管理されていない)

② 利用の可否や条件等が明示されている著作物 (オプトアウトが示されている著作物を含む) → 対象外

↓ (明示されていない)

※著作権者単位・著作物単位の双方で可能とする

③-1 著作権者等に係る情報がない・連絡不能 → 対象

③-2 著作権者等に係る情報がある場合は連絡を試みて利用の可否や条件等を確認

(連絡後) ※②の段階で利用の可否等の明示がある場合は個別の連絡をするまでもなく対象外

⇒④-1 返答 (交渉の意向等を含む) がある → 対象外

⇒④-2 一定期間返答がない → 対象

※①～④について、効果が時限的であり申出により利用を止められることを踏まえ、著作物等、公式ウェブサイト、データベース、検索エンジン等を活用したより短期間となる手続とする。

※②について、著作物自体に利用の可否等が明示されているものの、現在市場に流通していないなどにより現在の意思が確認できない場合の扱いについては、引き続き要検討。著作権者等不明の場合の裁定制度の活用を踏まえ、その手続を迅速化・簡素化することによる利用円滑化を図る。

- 著作権者等の利益を不当に害したり、著作者の意向に反するといったことが明らかであると認められるときに該当しないこと ※翻案利用も対象とするが、人格的利益についても一定の配慮がなされるようにする。

(2) 使用料相当額に当たる利用料を支払うこと

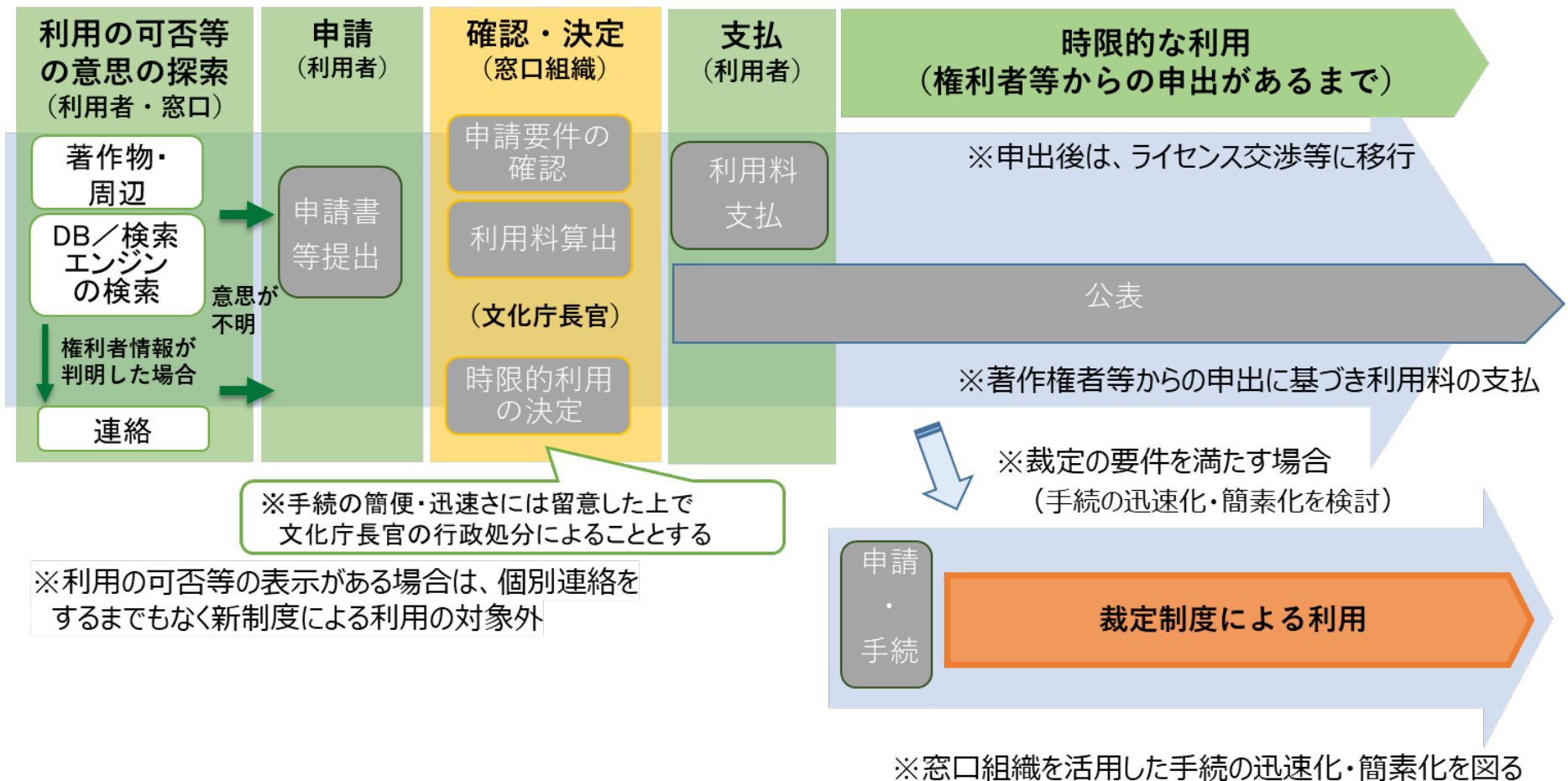
※ (1)、(2) の手続は、窓口組織による簡素な手続を想定。

新制度の具体的な設計イメージ

効果

- 利用期間の上限内、かつ、著作権者等からの申出があるまでの間の時限的な利用を可能とする
 - ※著作権者等からの申出の機会確保のため、時限的な利用が決定した時は、その旨、広く公表する。
 - ※申出から利用停止までの一定期間の利用を含む

新制度の具体的なイメージ



窓口組織による新制度の事務の実施

手続の迅速化・簡素化を図るため、文化庁長官による指定等の一定の関与を受けた窓口組織が、新制度の事務を担う。裁定制度に係る手続についても、利用者・権利者双方の負担軽減の観点から窓口組織の活用を図る。

窓口組織の担う事務のイメージ

- 利用者からの申請に係る相談及び申請の受付、申請要件の確認
※相談や申請の受付はデジタル・オンライン活用を想定
- 申請に係る利用料について算出（文化庁長官による一定の関与を設けた基準等により算出。
また、定型的な利用については裁定補償金額シミュレーションシステムの活用等を想定。）
※個々の利用申請ごとの利用料決定に係る文化審議会への諮問を不要とする
- 利用者からの申請書類、要件確認結果、利用料算出結果を文化庁長官に送付
- 時限的な利用に係る公表
※公表に必要となる限度での著作物等の公衆送信等の利用を可能とする
- 利用料の収受・管理
- 著作権者等からの申出の受付、本人確認、申出に基づく利用料の支払
（分配のための著作権者等の特定・探索等の業務は行わない）
- 権利者等が現れずに支払うことができない利用料について、権利者・利用者のための活用
（分野横断権利情報データベースの改良・拡充等）

窓口組織の運営・必要な体制整備等

- 著作権の実務に関して知見があり、公益性のある団体等を念頭に体制整備を行う。
- 手数料収入、公的な支援、共通目的事業等の活用を検討する。

立法・行政・司法のデジタル化に対応した 著作物等の公衆送信等について

課題

- 立法・行政のデジタル化への対応を著作権法の観点からも支えていくために、**内部資料として必要となる著作物等の公衆送信や公の伝達を可能とする所要の制度改革が必要**

対応案

- 行政手続及び裁判手続のデジタル化に対応するため、以下の所要の制度改革が必要
 - ・ 国民の利益等を確保する観点から、迅速・的確に審査を行う必要性が高い**特許審査等の行政手続及び行政審判に必要となる著作物等の公衆送信や公の伝達を可能とすること**
 - ・ 令和4年の民事訴訟法改正に伴う民事訴訟手続のIT化（※）に続き、民事訴訟以外の民事・家事事件手続が原則として電子化・オンライン化されることに伴い、適正な裁判の実施、裁判を受ける権利の保障の観点から、当該**民事・家事事件手続等に必要となる著作物等の公衆送信や公の伝達を可能とすること**
 - ・ その際、この公衆送信等については、法令上規定された手続・方法を対象とする
- その際、**現行法下での複製行為において許容される範囲と同一の範囲**での公衆送信に限定することや、ライセンス市場等の既存ビジネスを阻害しないように留意するなど、現行規定にある「内部資料」や「ただし書」等の解釈・内容について、周知を徹底することが必要

※ 令和4年の民事訴訟法改正による民事訴訟手続のデジタル化に伴い、同法の規定による民事訴訟手続における著作物等の公衆送信等については、既に措置済み

海賊版被害等の実効的救済を図るための 損害賠償額の算定方法の見直しについて

海賊版被害等の実効的救済を図るための損害賠償額の算定方法の見直し

現行規定

- 著作権侵害に対する損害賠償請求については、著作権法第114条において、以下のとおり、著作権者の損害の立証負担を軽減する規定を置いている。
 - ・ 侵害品の譲渡等数量に基づき損害額を算定
 - ・ 侵害者の得た利益を損害額と推定
 - ・ ライセンス料相当額を損害額として請求可

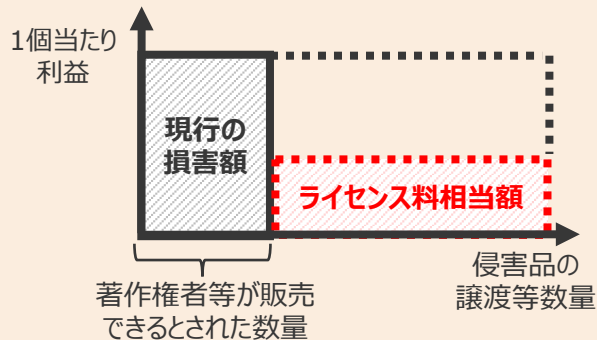
課題

- 第114条第1項の侵害者の譲渡等数量のうち、著作権者等の販売等の能力を超える等の数量について、ライセンス料相当額が認められるか、条文上明かではなく、裁判実務上も判然としないが、権利者への十分な賠償、侵害の抑止、訴訟当事者の予見可能性等の観点から立法的解決が必要。
- ライセンス料相当額の認定に当たって、ライセンス機会を喪失させた等の訴訟当事者間の具体的な事情が十分に斟酌されているか、裁判実務上判然としない。

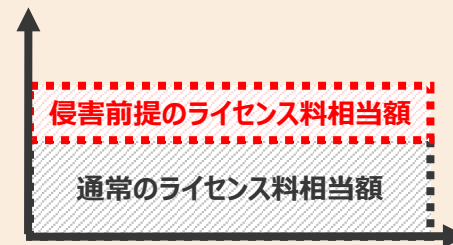
対応案

- 令和元年の特許法改正等を踏まえ、現行規定とその他の知的財産法体系との整合性をとる観点や、著作権者等の被害回復に実効的な対応策を取れるようにするニーズに対応する観点から、著作権法についても、以下のとおり、損害の算定方法を見直す。

- ✓ 著作権者等の販売等の能力を超える等の部分の損害をライセンス料相当額として損害額に加えることができる



- ✓ 著作権侵害を前提とした交渉額を考慮できる旨明記し、ライセンス料相当額の増額を図る



その他の検討課題

- 損害賠償額に「懲罰的な効果」を期待することについては、実損の填補を原則とする民法等の関係を踏まえる必要があることから、引き続き裁判実務の動向も注視しつつ、その具体的な必要性や状況等に応じて検討課題として扱う。
- ストリーミング型サイトの著作権侵害への対応その他の更なる立証負担の軽減策については、損害額の立証に資する技術の進展や、裁判実務の動向を踏まえつつ、今後の検討課題として取り扱う。
- 損害賠償制度の見直しに当たっては、権利者の実効的救済を追求する中で創作活動が萎縮しないよう留意して検討する。

研究目的に係る権利制限規定 の創設について

研究目的に係る権利制限規定の創設の検討

経緯

- 研究目的に係る権利制限規定の創設について、令和元年度より、調査研究事業を通じ、研究者等のニーズやライセンス実態、を踏まえて、検討を行ってきた。

※ 現行法上、関連する規定として、個人が私的使用目的で行う複製（法第30条第1項）や、情報解析、技術開発その他の著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用（法第30条の4）、図書館での複写サービス（法第31条第1項）、論文等への引用（法第32条）、営利を目的としない上演等（法第38条）等がある。

- 令和3年度の調査研究では、令和3年改正による図書館関係の権利制限規定の見直しによっても対応できない場面として、主に主に研究成果発表における著作物利用のニーズについて、研究者を対象により広範・詳細な調査を実施。有識者による専門的検討を行い、以下のことが明らかになった。
 - ・ 慣行として、引用や学会・研究会等での発表において許諾をとる実態があること
 - ・ 著作権法第38条等の権利制限規定の認知・理解が進んでいない実態等があること
 - ・ 許諾の取得について、許諾を誰に求めるのかわからない、返答がない、手続きが煩雑、といった課題があり、「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化」の検討と重なる点があること

対応の方向性

- 引き続き著作権法第32条、第38条等をはじめとする著作権制度の普及啓発の実施、令和3年改正による図書館関係の権利制限規定の見直し等の運用状況をフォローするとともに、現在検討を進めている簡素で一元的な権利処理方策と対価還元に係る新しい権利処理方策による対応を行い、これによる課題解消の可能性や、さらにそれらによっても解決されない支障や新たなニーズがある場合に、必要に応じて検討を行うこととする。